

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5 年 6 月 日

熊本県知事 殿

提出者

住所 熊本県玉名郡南関町細永1902-1

氏名 株式会社 良田建設
代表取締役 良田 政彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0968-53-1060

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の10項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

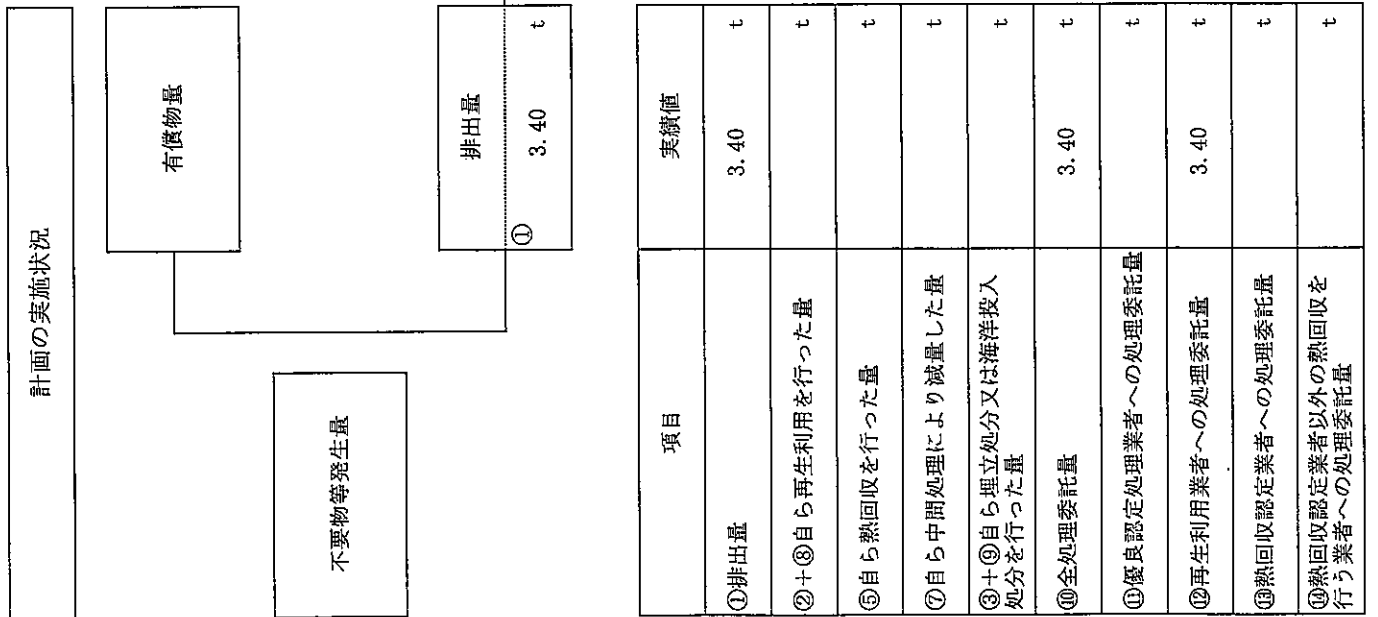
事業場の名称	株式会社 良田建設		
事業場の所在地	熊本県玉名郡南関町細永1902-1		
事業の種類	総合建設業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 4 年 4 月 1 日 から	令和 5 年 3 月 31 日	まで



産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	別添 t	全処理委託量	別添 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	/	優良認定処理業者への処理委託量	/
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	/	再生利用業者への処理委託量	別添 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	/	認定熱回収業者への処理委託量	/
自ら埋立て処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	/	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	/
※事務処理欄			

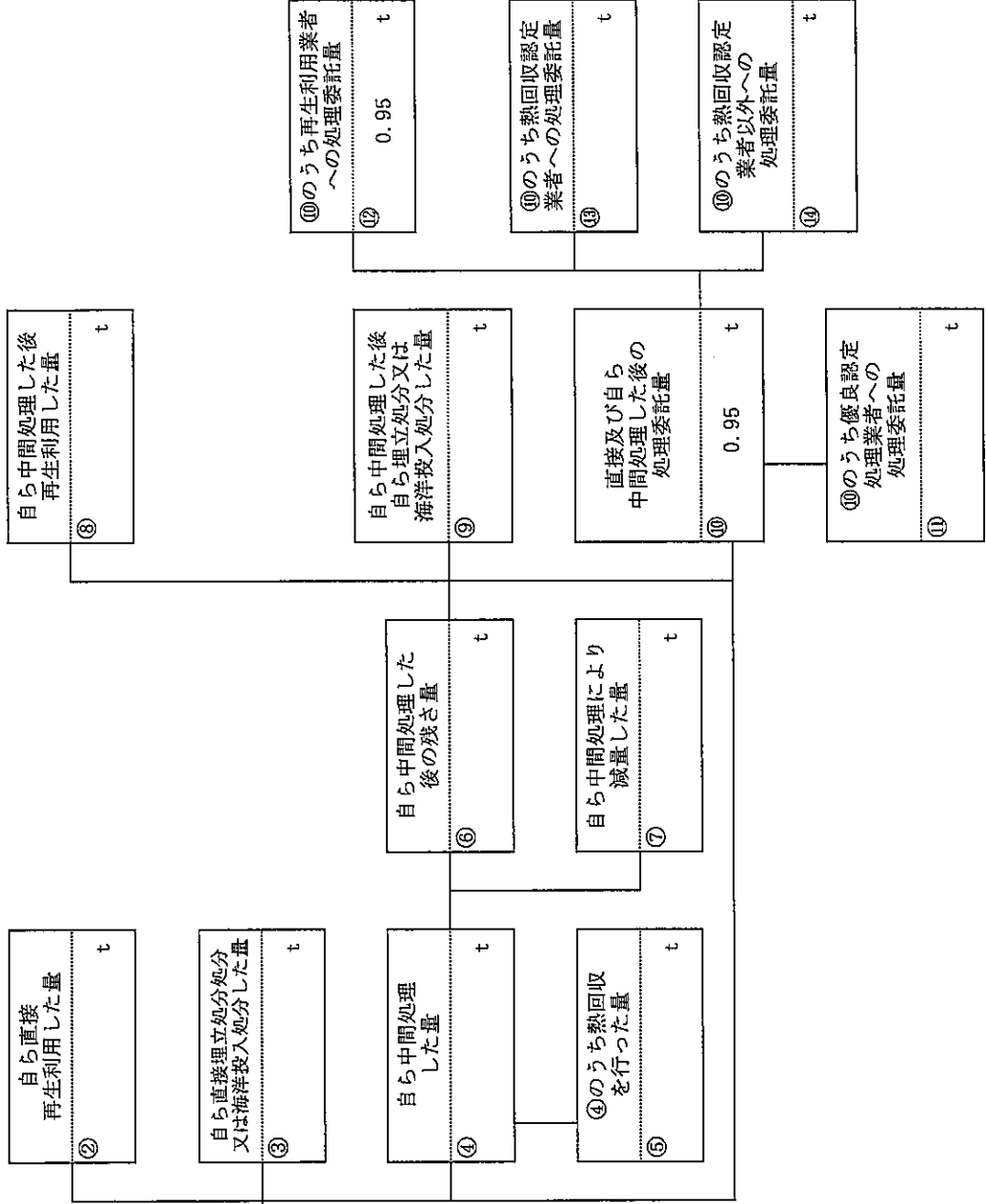
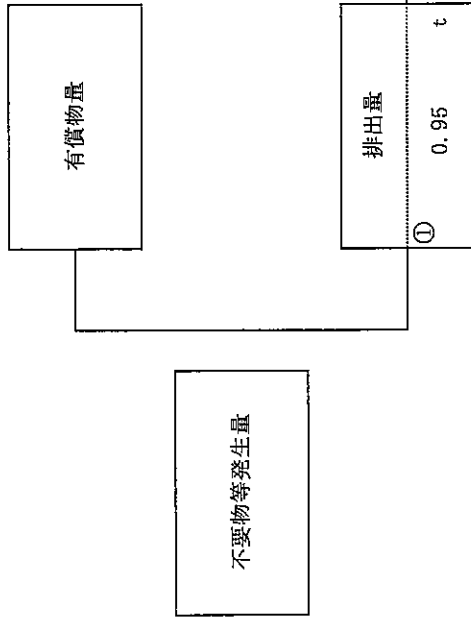
(産業廃棄物の種類 : 汚泥)



項目	実績値
①排出量	3.40 t
②+③自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	3.40 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	3.40 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

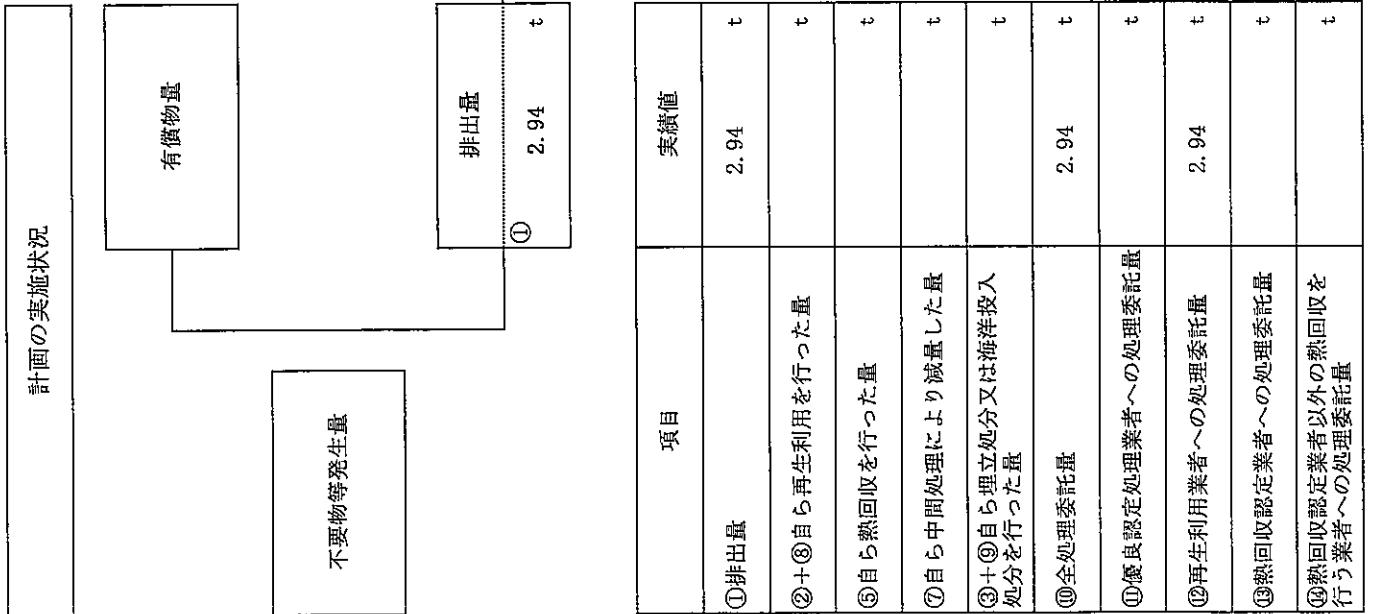
(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック)

計画の実施状況



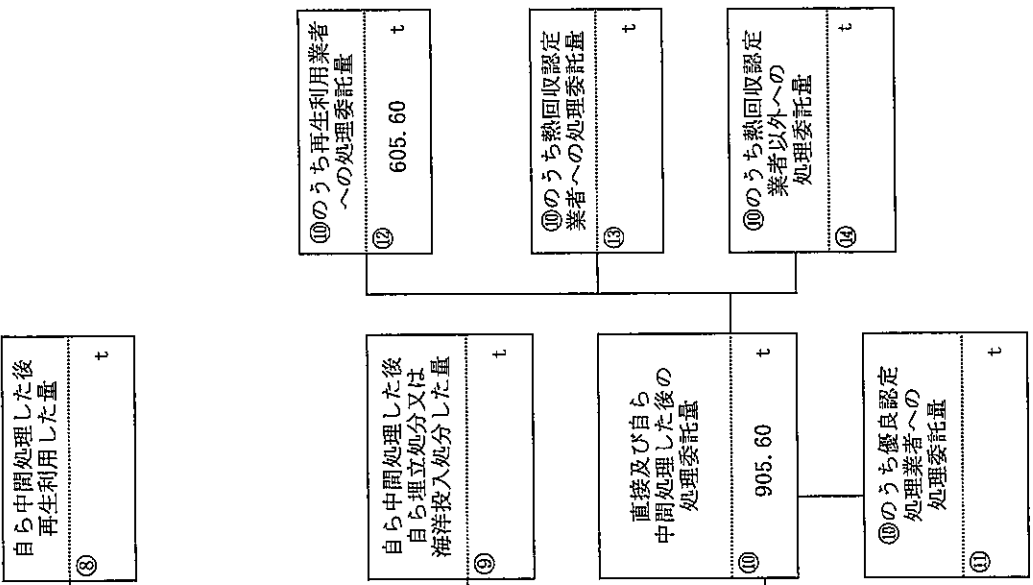
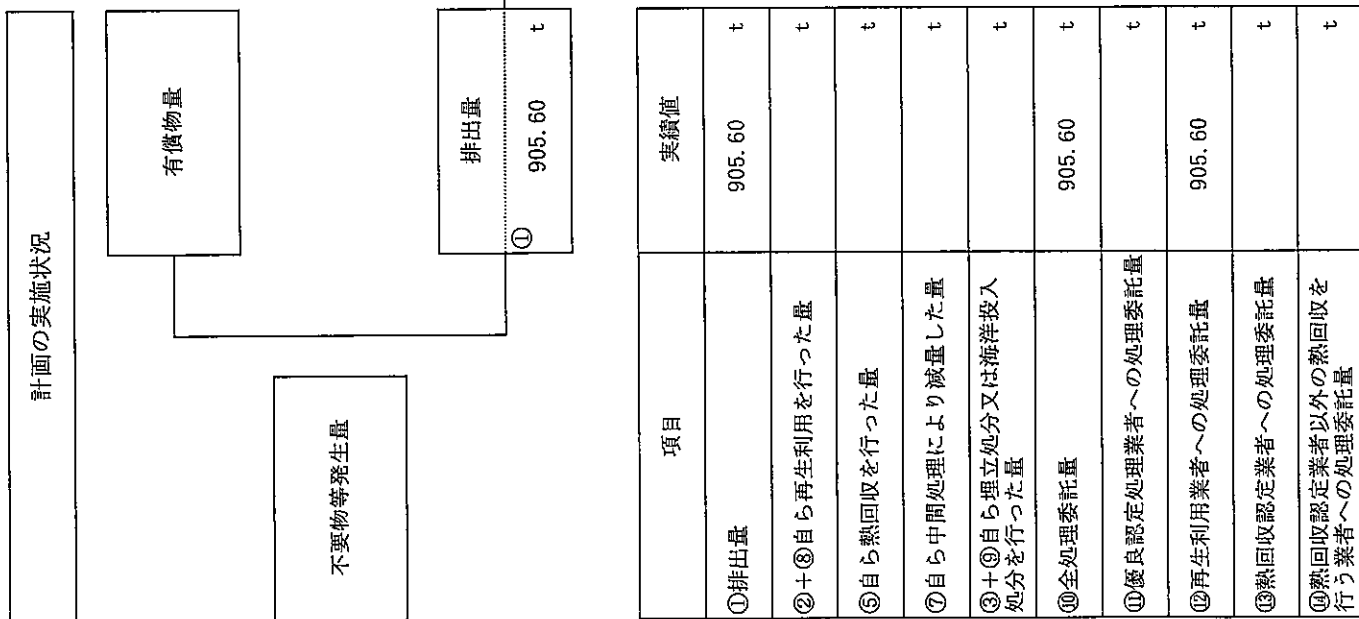
項目	実績値
①排出量	0.95 t
②+③自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+⑥自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	0.95 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.95 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(産業廃棄物の種類 : 木くず)



項目	実績値
①排出量	2.94 t
②+③自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+⑤+⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	2.94 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	2.94 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(産業廃棄物の種類 : がれき類)



項目	実績値
①排出量	905.60 t
②+③自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+④+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	905.60 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	905.60 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

自ら中間処理した量	t
②自ら直接再生利用した量	t
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	t
④自ら中間処理した量	t
⑤④のうち熱回収を行った量	t
⑥自ら中間処理した後の残さ量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
⑧②+③+④+⑤+⑦	t
⑨自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入処分した量	t
⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	905.60 t
⑪⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫⑩のうち再生利用業者への処理委託量	605.60 t
⑬⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭⑩のうち熱回収認定業者以外への処理委託量	t

産業廃棄物処理計画実施状況報告書（集計用シート）

提出者の名称	株式会社 良田建設 代表取締役 良田 政彦	提出者の住所	熊本県玉名郡南関町細永1902-1
事業場の名称	株式会社 良田建設	事業場の所在地	熊本県玉名郡南関町細永1902-1
内容年度	令和 4 年度		

廃棄物の種類	自社内での処理状況											委託先での処理状況			
	自己中間処理をしな											委託処理量のうち委託先毎の量			
	自己中間処理をする											委託処理量			
	排出量	自己再生 利用量	自己最終 処分量	自己中間 処理量	自己中間 処理後 残さず	自己再生 利用量	自己最終 処分量	自己中間 処理 減量化量 (E-F)	J	K	L	M	N		
A	B	C	D	E	F	G	H	I (E-F)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
施行規則様式との対応関係→	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.93	0.00	0.00	
汚泥	3.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.40	0.00	0.00	
廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
廃プラスチック	0.95	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.95	0.00	0.00	
紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
木くず	2.94	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.94	0.00	0.00	
繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
鋳ざい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
がれき類	905.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	605.60	0.00	0.00	
ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
合計	912.89	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	619.82	0.00	0.00	

(単位:トン)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 5 年度)

令和 5 年 月 日

熊本県知事 様

報告者 熊本県玉名郡南関町細永1902-1
住 所 株式会社 良田建設
氏 名 代表取締役 良田政彦
(法人にあっては名称及び代表者の氏 代表取締役 良田政彦
電話番号 0968-53-1060
電話番号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 5 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社 良田建設		業 種		総合建設業	
事業場の所在地		熊本県玉名郡南関町細永1902-1		電話番号		0968-53-1060	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき	750.13	251	自社	和水町上十町 山下1202-1	074189 三加和鉦山(株)	和水町上十町 山下1202-1
2	木くず	2.94	7	自社	柳川市大和町 大合1823	1083149 (有)徳重産業	大牟田市四ヶ 2774-1
3	廃プラ	0.11	1	自社	柳川市大和町 大合1823	1083149 (有)徳重産業	大牟田市四ヶ 2774-1
4	廃プラ	0.84	2	(株)原賀工務店	玉名市岱明町 鍋72	2263 (株)中尾産業	荒尾市高浜 1903

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめたとて提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和5年度)

令和5年 月 日

熊本県知事 様

報告者 熊本県玉名郡南関町細永1902-1
 住所 株式会社 良田建設
 氏名 代表取締役 良田政彦
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0968-53-1060

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社 良田建設	業種	建設業				
事業場の所在地	玉名郡南関町細永1902番地1	電話番号	0968-53-1060				
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬委託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分委託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	汚泥	3.4	3	自社	大牟田市吉野1650-1	4020171050 カワノ工業	大牟田市吉野字前田1651-1
2	アスファルト殻	155.47	69	自社	和水町上十町山下1202-1	074189 三加和鉱山(株)	和水町上十町山下1202-1
3							
4							

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先に記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬委託者又は再委託者についてすべて記入すること。